

健康

お問い合わせ
ご相談は
福祉保健課 保健係
☎73-5500

づくり

かわいい子供の 事故に注意!

一〜四歳までの子供は、好奇心が旺盛で何にでも手をのびしたりどこまでも行こうとしたりし、不慮の事故が後をたちません。

【家の中の危険】

- 誤飲事故
- 煙草の吸殻をジュースの缶に入れない
- 薬品、洗剤類は低い場所に置かない
- 薬をお菓子の缶に入れない
- 化粧品を鏡台に出しっぱなしにしない
- 子供の口の直径は三十二程度です。意外に大きな物でも口に入るので要注意!
- 整理整頓、こまめな掃除が基本です!
- 水の事故
 - * 溺れる危険のある場所
 - ・風呂場、洗濯機、トイレ等
 - ・水の入っているもの(洗面器やバケツ)には注意!
- やけど事故
 - ・炊飯器、ポット、アイロン、熱いなべ等は子供の手のとどかない所に置く
 - ・電気毛布等は「弱」でも長時間の使用で低温やけどをするので寝る前にスイッチを切る
 - ・階段の上り下りの途中では声をかけない
 - ・ベビーカーの使用中は目を離さない
 - ・歩行器使用中は室内の段差に気をつける
 - ・頭を強く打った時は、一〜三日間は子供の様子に注意し観察しましょう!

【家の中の危険】

- 車の事故
 - ・チャイルドシートを後部座席に正しくとりつける
 - ・道路は必ず手をつないで歩く
 - ・ボール遊び等で急に道路に飛び出さないように注意!
 - ・車内に子供を放置しない
- 子供は一度に一つのことしか注意を向けられず、危険を察知することが難しいので、周りで気をつけてあげましょう。



- 【家の中の危険】
- 車の事故
- チャイルドシートを後部座席に正しくとりつける
- 道路は必ず手をつないで歩く
- ボール遊び等で急に道路に飛び出さないように注意!
- 車内に子供を放置しない
- 子供は一度に一つのことしか注意を向けられず、危険を察知することが難しいので、周りで気をつけてあげましょう。

8月8日 3歳児健診より 虫歯なんてな〜いもん



田中 省吾ちゃん
(五千苧)



田中 一颯ちゃん
(仁鮎)



田中 美哉ちゃん
(比井野)



工藤 駿介ちゃん
(切石)

移動健康ひろばのお知らせ

持ち物 基本健診結果票、健康手帳
内容 健康相談、食事相談、介護相談など
会場・日程

- 羽立集会所
 - ・九月三日 九時三十分〜十一時三十分
- 富根出張所
 - ・九月三日 十三時〜十四時三十分
- 種公民館
 - ・九月六日 十時〜十一時三十分
- 田の沢生活改善センター
 - ・九月六日 十三時三十分〜十五時

問い合わせ先

福祉保健課保健係 73 5500

はつらつ！高齢者 ワンポイントコーナー

このコーナーへのお問い合わせは、福祉保健課いきがい係（73-5500）へお気軽にどうぞ！

介護保険Q&A

介護保険で利用できる 介護サービスは？

Q 配偶者が食事や入浴・排泄などの日常生活において、全面的な介助が必要な状態になってしまいました。私一人だけでは介護の負担が大きく、介護保険の介護サービスを利用しながら介護していきたいのですが、どんなサービスがあるのですか？

A 介護保険で利用できる主な介護サービスは次の通りです。

- ・ 居宅介護サービス
 - ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - ・ 通所介護（デイサービス）
 - ・ 短期入所（ショートステイ）
 - ・ 訪問入浴
 - ・ 訪問看護
- ・ 施設介護サービス
 - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ その他のサービス
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 福祉用具購入費支給
- ・ 住宅改修費支給

介護サービスを利用するには要介護認定を受けることが必要です。介護サービスを利用した場合の自己負担は費用の1割です。ただし、保険料を滞納している場合は、滞納期間に応じていったん10割支払ってもらう他、負担割合が3割になる場合があります。今月は、介護保険料普通徴収第3期の納付月です。

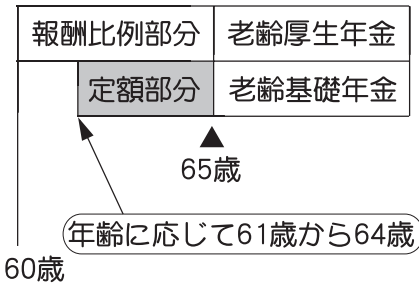
年金だより

老齢厚生年金の受給開始年齢

昭和十六年四月二日生まれの方（女子は五年遅れ）から、厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられます。

しかし、報酬比例部分については、六十歳から受給できますので忘れずに請求しましょう。

報酬部分の支給開始年齢が引き上げられるのは昭和二十八年（女子は五年遅れ）の方



現況届を忘れずに！年金を受けている方はいろいろな手続きがあります。

なかでも、年金を受けている方全員が「元気で暮らしていますよ」という届けを一年に一回提出していただく必要があります。これを「年金受給者現況届」といいます。

この「現況届」用紙（はがき）は、誕生日の月の初日に社会保障庁から送られますので、必要事項を記入し、切手を貼ってその月の末日まで投函してください。

問い合わせ先

町民課 年金係
☎ 73-2114

もし、出し忘れると、提出されるまでの間、年金の支払いが一時的に止められますのでご注意ください。

ただし、年金を受けて一年未満の方は提出する必要はありません。

なお、特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が六十五歳になると、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。このような人には、八ガキ様式の「裁定請求書」が送られてくるので、必要事項を記入して、市区町村長の

証明印をもらい、社会保険業務センターに返送すれば手続き完了です。



ハッピーちゃん